平成２９年（フ）第５６号
長野県駒ヶ根市下平621番地12
債務者　森　　友司
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第５７号
長野県駒ヶ根市下平621番地12
債務者　森　　竜也
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第５８号
長野県駒ヶ根市下平621番地12
債務者　森　　広幸
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第７８号
兵庫県たつの市御津町苅屋字五反田47番地３モン・シャトー102号室、住民票上の住所兵庫県たつの市御津町苅屋240番地７
債務者　福島　　宏
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第５０５号
熊本市北区清水新地５丁目９番２－406号市営新地団地Ａ２
債務者　三井　俊一
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６３５号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1662番地８、旧住所さいたま市北区本郷町71番地１
債務者　曲　美智子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４２号
埼玉県蕨市中央６丁目７番５号　サンパール101号
債務者　梅原　尚義
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５２号
埼玉県川口市東川口５丁目３番33号
債務者　赤沼　清秀
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７８号
埼玉県春日部市西金野井511番地12
債務者　鎌田ゆかり
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６８８号
埼玉県春日部市西金野井471番地14
債務者　小川　理穂
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６９３号
埼玉県越谷市東越谷２丁目９番地12　レオパレスクレールＳＫ309
債務者　岩下　一憲
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７０５号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目16番33号
債務者　玉川恵理子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７４３号
愛知県瀬戸市神川町128番地の４
債務者　松永　孝子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９３０号
神戸市須磨区若木町４丁目２番６号102
債務者　垣瀬　昭二
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４１号
神戸市北区南五葉２丁目４番８－306号
債務者　吉井　麻衣（旧姓澤畑）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７１号
神戸市中央区東川崎町５丁目１番１－205号
債務者　幣博之こと　幣　　博之
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７５号
神戸市長田区三番町４丁目１番地の１市住26－202号
債務者　坂口　幸広
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部